

平成19年2月8日

各位

三菱UFJ信託銀行株式会社

横浜銀行との相続関連業務における信託代理店契約の締結について

三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長 上原 治也）は、株式会社横浜銀行（頭取 小川 是）との間で締結している信託代理店契約に相続関連業務を追加し、2月9日（金）より、横浜銀行の本支店42店舗において遺言信託、遺産整理業務および資産承継プランニングの提供を開始します。

三菱UFJ信託銀行では、今後も社内外のネットワークを活用し、信託銀行の専門性を発揮した高度なサービスをお客さまに提供してまいります。

【今回取扱いを開始する業務の概要】

取扱開始日 : 平成19年2月9日（金）
取扱業務（※） : 遺言信託 [遺心伝心]
 遺産整理業務 [わかち愛]
 資産承継プランニング

以上

(※) 取扱業務の概要

・遺言信託 [遺心伝心]

遺言作成に係る事前のご相談、公正証書遺言の保管、将来の遺言執行まで受託する業務

※ **三菱UFJ信託銀行の遺言信託の受託は、平成18年9月末現在17,942件（うち執行付17,487件）と信託業界トップの実績**

・遺産整理業務 [わかち愛]

財産の調査・財産目録の作成・分割協議書作成のお手伝い・名義書換までを相続人に代わって行う業務

※ **三菱UFJ信託銀行の遺産整理の受任は、平成18年上期466件と信託業界トップの実績**

・資産承継プランニング

将来の相続を見すえ、お客さまの家族構成・財産の状況等を分析し、それぞれのニーズに沿ったプランニングを実施する業務